

## 23 特許権には効力の制限があるの？

特許法第69条は特許権の効力が及ばない範囲を定めています。

### (1) 試験又は研究のためにする実施

特許発明それ自体を対象とし、かつ技術の進歩を目的とした試験又は研究の場合には、特許権の効力は及びません。

### (2) 国際交通機関の運用上必要な物

単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物は、国際交通の利便を考え、特許権の効力が及ばない範囲としています。

### (3) 特許出願時から国内にあった物

法的安定性を重視し、既存の状態を保護するものです。

### (4) 調剤行為

調剤は、医師等の処方箋によって行わなければなりません。処方箋は、病状に最も適するように多種多様の医薬の中から選択し調剤することを指示するものですから、医師等がその都度特許権の侵害になるかどうかを調査し、判断することは、医療行為の円滑な実施を妨げる恐れがあるため効力は及ばないとしたのです。

### (5) 法定実施権を有する者の実施

対象の発明を、特許出願前から実施している者には先使用权が認められており、この者の実施には特許権の効力は及びません。

## 試験・研究における特許発明の実施として許されるもの

### 1. 特許性調査

新規性、技術的進歩性の有無を調査するために行う試験。

### 2. 機能調査

その特許発明が実施可能であるか、明細書記載どおりの効果を有するか、場合によっては利益・不利益、その実施に要するコスト等の確定をも含む。

### 3. 改良・発展を目的とする試験

特許発明の対象について、さらに改良を遂げ、より優れた発明を完成すること。

これ以外の特許発明の利用は、大学での研究であっても特許権者にライセンスを受ける必要があるとされています。